

平成19年3月13日

宮崎大学教育文化学部（旧 教育学部を含む）において、
養護学校、盲学校、聾学校の教員免許状の所要資格を得られている方々へ
お知らせです。

平成18年6月の「学校教育法等の一部を改正する法律」の成立により、特別支援学校の教員免許制度が創設されたことに伴い、教育職員免許法施行規則が改正されました。

現行の養護学校等の教員免許課程において、法令に定める基礎資格を有し、かつ、最低修得単位数を修得した者(この場合は、「所要資格を得ている者」という)で、養護学校の教員免許状を取得していない者については、平成19年3月31日までに当該教員免許状を取得しない限り、その所要資格を失うこととなります。

その場合、改正法に基づく所要資格を得なければ、教員免許状を取得できませんので、ご注意ください。

※既に免許状を有している方、または現在、養護学校等の教員免許課程に在学し、教員免許状を取得予定の方については、該当致しません。

宮崎大学 教育文化学部

参 考

既に教員免許状を有している場合

→ 特別支援教員免許状を有しているとみなす。

現在、養護学校等の教員免許課程に在学している場合

→ 平成19年度以降に特別支援学校教員免許（該当する領域）を取得できる。

既に養護学校等の教員免許状の所要資格を得ている者で、平成19年3月31日までに、当該学校の教員免許状を取得しなかった者

→ なし（改正法に基づく所要資格を得なければ、教員免許状を取得できない。）